

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：新田保育園	種別：保育所	
代表者氏名：佐藤 光恵	定員（利用人数）：120（101）名	
所在地：愛知県安城市新田町郷西99		
TEL：0566-75-2484		
ホームページ： https://kodomomirai-anjo.jp/facilities/shinden-ho/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 令和3年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人安城市こども未来事業団		
職員数	常勤職員：15名	非常勤職員：13名
専門職員	（専門職の名称）	
	保育教諭 24名	看護師 1名
施設・設備の概要	（居室数・設備等）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室：6 ・遊戯室：1 ・便所：5 ・調乳室：1 ・保健室：1 ・職員室：1 ・給食室：1 ・静養室：1 ・洗濯室：1 ・倉庫等：3 ・教材室：1 	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスデッキ ・砂場 ・総合遊具 ・ブランコ ・鉄棒 ・滑り台 ・スペースジム ・花壇 ・手足洗い場 ・六角タワー ・自転車置き場

③理念・基本方針

＜理念＞
入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

＜基本方針＞

- ・子どもの発達段階をおさえ一人一人の興味や関心を大切にし、主体的に遊べる環境を作り、子どもの意欲を育みます。
- ・健康で安全な環境を心がけ、心身の健やかな成長を助長します。
- ・家庭的で親しみのある環境の中で一人一人の欲求を十分満たすようにし、伸び伸びと生活できるようにします。
- ・「楽しかった」と笑顔で言えるような保育実践をすることで、活気のある保育園・クラス運営を行います。
- ・子どもの成長を保護者とともに喜び合える保育を心がけ、保育園と家庭・地域との連携を密にし、開かれた保育園作りをします。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・園庭を囲むように建てられた平屋の園舎で、園全体を見渡すことができる。園庭は様々な木々に囲まれており、また園の周辺には田畑が広がっているため、身近な自然に触れ、季節の移り変わりを感じることができる。園の畑では季節の野菜を栽培し、収穫、調理体験を行ない食べることの楽しさが味わえるようにしている。
- ・新田資源保全隊の方とのじゃがいも掘り体験を行ったり、町内会の行事へ参加をしたり、地域の方々に親しみを持って関わる機会を大切にしている。
- ・安城市の偉人新美南吉の下宿先に年長児が訪ねたり、家主による作品の読み聞かせを見たりするなど、歴史を身近に感じることができる。
- ・安城市の公立保育園が社会福祉法人安城市こども未来事業団に移管されて運営されているが、保育の運営や保育内容、保育士の保育にかかわる基本姿勢は安城市の公立園と同じである。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年6月21日（契約日）～ 令和7年2月28日（評価決定日） 【令和6年12月13日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・規程、マニュアル、ガイドライン等が整備され、ルールに従って運営しようという意識が感じられる。また、職員を育成するための体制が整備され各種の研修が実施されている。
- ・各種チェックリスト、自己評価、アンケートなどを通して、保育の振り返りを職員全体で行い常に質の向上に取り組んでいる。特に今回の第三者評価における自己評価には意欲的に取り組み、各評価項目についての一人ひとりの意見が記録として残されている。今後はこれらの意見をまとめて話し合い、来年度の活動に反映する予定とのことである。
- ・保育士の子どもへのまなざしが温かく、子どもも保育士も笑顔で明るく生活している。
- ・子どもが大変素直であり、表現力も豊かである。
- ・保護者の声に一生懸命耳を傾けて、良好な関係を構築して保育を進めている様子が、保護者アンケートや調査の聞き取りから感じられた。
- ・自己評価はb評価が多かったが、喫緊の課題を迅速に受けとめて、保育に反映している様子が、聞き取り調査時の質問への回答からうかがえた。

◇改善を求められる点

- ・市のアクションプランでは保育全体の質向上のための項目が多数設定されているが、園の中長期計画はその内の1項目から出来ている。園においても市のアクションプランを出来るだけ取り入れた中長期計画を策定することを期待したい。また、法人の設立趣旨に「民間の柔軟性を取り入れた運営を期待」と記されているが、園独自の課題を中長期計画に含めて取り組むことの検討も期待したい。
- ・子どもの育ちが豊かで主体的であることが保育の様子からうかがえたが、一斉に動く場面があり、待つ時間が長いと給食時間も含めて感じたので、保育の流れや活動の取り組み方について見直しをされることを期待する。
- ・3歳未満児の保育特に0、1歳児では給食時、子どもが食べやすい状態にするためにセンターから配送されてから、一部調理することを余儀なくされている。管理栄養士の配慮など活かされている様子がうかがえたが、子どもが待つ時間がないような工夫を保育の内容も含めて検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審にあたり、自己評価を行う中で園運営や保育の在り方を職員間で再確認し、見直す機会となりました。

課題においては職員間で保育に対しての理解を深め、できることから一つずつ改善を図っていきたい。今後も子どもたちや保護者の気持ちに寄り添いながら、安心できる信頼関係を軸に主体的に遊べる環境を工夫し保育の質の向上に努めていきたいと思いをします。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果公表様式（保育）

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> ・理念は安城市統一のものを使っているが、基本方針は理念に基づき園の子どもの姿から職員で話し合い作成し、ランドデザイン、ホームページ、パンフレット等に記載している。 ・職員には職員会議で説明するとともに朝の打ち合わせの時に読み上げることで周知を図っている。また、保護者には重要事項説明書、園のしおり、保護者向け事業計画、園だより等に掲載し説明・周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> ・社会福祉事業全体の動向については安城市が発行する福祉のあらましや安城市子ども子育て支援計画により把握している。また、町内会等の地域の行事や幼保小こ連絡会等の各種会議に参加し地域の情報を得て地域における保育所のニーズを分析している。 ・経費予算執行状況を把握し、園を利用する子どもの推移、利用時間等も把握して園運営に関する分析を行っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> ・安城市保育課が市の方針として経営課題を「重点課題」として提示している。園長はその中から自園で必要な項目を選択し、年度目標シートとして作成している。今年度は人材育成、保護者への育ちの発信、ワークライフバランスの3項目が重要な経営課題（目標）として設定されている。 ・設定した目標は細分化して職員に割り当て、園の活動の中で全職員で推進する体制を構築している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> ・安城市公立園アクションプラン（令和2年度～令和6年度）から園の地域における状況を考慮して中長期計画を策定しているが、計画項目が1項目（地域活動の充実を図る）にとどまり、中長期ビジョンとしてのアクションプランを十分反映させたものとは言えない。 ・令和7年度からは新しいアクションプランが提示されると思われるが、できるだけアクションプランの内容を取り入れて園の中長期計画を策定される事を期待したい。		

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① ・ b ・ c
<コメント> ・単年度事業計画は、中長期計画を踏まえて作成されている。 ・事業計画は具体的な内容で作成され、かつ、可能な限り目標数値等を設定し、実施状況が確認できる内容となっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ② ・ c
<コメント> ・中長期計画の策定と見直しは主に園長が行っている。単年度の行事計画は、実行後すぐに保護者アンケートを取り、職員が振り返りを行い記録に残して次年度の計画に繋げ、行事計画以外は園長が職員会議等で話し合った内容を取りまとめて年度末に職員にフィードバックし、次年度の計画に繋げている。 ・中長期計画はアクションプランの内容に沿ったものとし、職員との話し合いを通して作成されたい。また、中長期計画の評価・見直しについても、全職員の参加を得て実施されることを期待する。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> ・事業計画の主な内容は、入園説明会や入園式などで保護者に伝えている。また、保護者向けの分かり易い事業計画を作成し園業務支援システムで配信している。 ・年間行事計画においては保護者参加のイベントに☆印をつけて保護者の参加を促し、実施した行事は、園だより、クラスだより、食育通信、地域通信などで保護者に報告している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ② ・ c
<コメント> ・保育の自己評価シート、人権チェックリスト、保護者アンケート等により保育の振り返りを定期的に行い、話し合いの結果を保育の質向上に反映させている。第三者評価も定期的に受審している。 ・今年度は特に第三者評価基準による自己評価をチームに分けて職員全員で行い、自己評価の過程で出てきた意見を詳細に記録に残している。今後は記録した意見を取りまとめて職員に開示し、次の活動につなげていく予定をしている。 ・従来から行っている評価シート、チェックリスト、アンケート等による保育の質の振り返りは効果を上げているが、項目が限定的である。今後は第三者評価を受審しない年度も第三者評価基準による自己評価を毎年実施し、保育の質が向上して行く過程を全員で共有出来る取組をされることを期待する。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> ・自己評価シート、人権チェックリスト、第三者評価等の結果は職員会議等で話し合い、翌年の事業計画に繋げている。保育所の自己評価、保護者アンケート結果は対応結果を取り纏めて保護者に開示するとともに、保護者との対話を通して改善状況の確認をしている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めの職員会議で保育理念、基本方針、保育目標、運営方針、自らの役割・責任を説明し周知している。また、職務分担表に各職員の職務を詳細に記載し、各自が職務に責任を持って取り組めるようにしている。さらに7月には「職員の皆様へ」という文書で、園長として職員に期待する内容を説明し、職員室に掲示している。 ・平常時及び緊急時の指揮権順位については明文化して職員に周知している。 			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は施設長になった時にコンプライアンスに関する研修を受講したが、その後は研修等に参加していない。遵守すべき法令の理解や最新の情報の収集に努め必要な内容は職員会議等で情報提供し職員の理解を深めている。 ・保育園職員の心得、人権擁護マニュアル、プライバシー保護マニュアル、性差別注意マニュアルの読み合わせを行ない、職員のコンプライアンスに関する意識を喚起するように努めている。特に今年度は園で25項目の人権に配慮した保育チェックリストを作成し、全員で自己チェックを実施した。その結果を職員会議で話し合い、改善策を取りまとめて共有し保育に活かしている。 ・法令遵守に関する勉強会・研修会等に毎年継続的に参加されることを期待する。また、「人権に配慮した保育チェックリスト」等で重要な内容については確認しているが、実際に法令が遵守されているかどうかを幅広く確認する取組の実施についても検討を期待する。 			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は「年度目標シート」で園長としての課題を明確にし、職員に役割を割り振って、指導しながら目標達成に努めている。また、主任の役割ではあるが「保育士指導計画」や「面談シート」を使った職員の育成にも関与し指導力を発揮している。 ・子どもの姿から毎年度「園内研究テーマ」を決め、計画立案・実践・振り返りを通して職員を指導し保育の質向上に取り組んでいる。職員の研修を積極的に進めるとともに、加配職員、アシスタントも参加しやすいように配置、シフトを工夫している。 ・一人一人の自己評価や保護者アンケート結果等から「園として取り組むべき課題」を明確にして、職員の協力を得て改善につなげる取り組みを定着されたい。 			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の状況に応じて保育の準備作業に優先順位をつけて実施することで作業のピークを減らすように努めたり、職員間で協力体制をとることにより事務作業の時間を確保しつつ時間外労働が減少するようしたり、行事の起案者が偏らないように配慮したりしている。 ・園業務支援システムの活用が進み、現場が使いやすいように、かつ保護者にもメリットがあるようにバージョンアップする方向で要望を出すことが出来るレベルに達している。例として、登園していない子供で欠席の連絡もない場合は、保護者に自動的にメールを出すようにするバージョンアップがされている。 ・提案制度があり、提案強調月間には全員が何らかの提案を提出し業務改善に繋げている。 			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	(a) ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員はすべて安城市が採用し、子供の人数や状況に合わせて適切な職員を園に派遣している。 ・新任職員には市の研修、園内研修、OJT、メンター制度、園長経験者の訪問指導等を通して保育が楽しいと感じられるように指導している。 ・園では職員の個別事情に応じて休暇取得・勤務時間への配慮を行うとともに、声掛けや面談で職員の思いを聞く等して、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場にするための取組を進めている。 		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	(a) ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が安城市から派遣された職員であるため、人事管理は市の定めた制度で行われている。 ・期待する職員像はグランドデザインに記載され、職員会議で周知されている。人事評価は「人事評価マニュアル」及び「目標チャレンジ制度の手引き」に沿って行われ、新任園長には研修で具体的に説明を行っている。園長は評価時の面談や面談シート兼人事評価報告書により職員の希望、意向、適性を把握し人事管理に繋げている。正規職員は「自己アピール申告票」、会計年度職員は「意向調査」により意見や意向を表す仕組みがあり、処遇に対する満足度を確認するアンケートも含めて、職場配置や人事管理に活用している。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	(a) ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は年度目標に「ワークライフバランスの推進」を掲げ、職員の家庭の事情、特に子どもの事情を配慮して時短勤務の活用、時間外勤務の管理、配置転換等の対応をしている。また、職員間のコミュニケーション、協力体制を重視して常に声掛けを欠かさないようにしている。さらに、ハラスメントアンケートやストレスチェックの実施、心の相談窓口の周知等を通して働きやすい職場の実現を目指している。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	(a) ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は安城市から提示された項目の中から園としての目標項目を年度目標シートに纏めて達成に努めている。また、園長は目標チャレンジシートを用いて主任保育士の目標設定から達成までを管理している。主任保育士は園長の協力を得て面談シートを用いて職員の目標達成の指導をしている。このように、階層化された目標管理の仕組みが定着しており、一人一人の職員の質の向上が図られている。 		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	(a) ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待する職員像や必要とされる専門知識については職員会議の中で説明し基本方針に明示している。 ・外部研修としては、主に安城市保育課の研修計画のなかから必要な講座に職員を計画的に派遣している。内部研修としては園の状況を考慮して「園内研修計画」をたてて実施し、その都度見直しを行い、次回の研修に活かしている。また保育者の資質向上を目指して、子どもの姿から毎年「研究テーマ」を職員で話し合い、具体的な実施計画は園長、主任保育士が相談して決めている。 		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	①	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市が計画した階層別研修、職種別研修、テーマ別研修に参加し、園の状況を考慮して策定した内部研修も頻繁に行っている。また外部からの研修案内もその都度職員に伝えて受講を勧めている。研修受講後には研修報告書を作成し職員会議で報告する等、職員間で研修成果の共有を図っている。 ・職員が入職後に受講した全ての研修を「研修カード」に記録し、内容、学んだ事、保育に取り入れた事、理解度等を管理し、個票にも職員の経歴やキャリアパスとして必要な研修が記載され、必要な研修の受講に漏れないようにしている。 						
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。						
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	・	②	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生受け入れマニュアル、体験学習受け入れマニュアルに基づいて受入し、今年度は保育学生2名、看護学生2名の受け入れ実績がある。養成校から依頼された内容に合わせて「保育の楽しさ、やりがい、専門性」を知ってもらえることを第一に実習計画を立てている。 ・養成校から実習に必要な事項・要領を聞いて園長と主任保育士で指導の方法を確認し、実習指導者に必要に応じて助言や説明を行っているが、今後は実習生を指導する職員が研修を受講する等、より効果的に実習を指導するための取組を検討されると良い。 						

II-3 運営の透明性の確保

						第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。						
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	・	③	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、基本方針、第三者評価受審結果、事業計画書、事業報告書、予算書、決算書、現況報告書等を公表している。 ・園開放や園庭開放の予定、地域通信などは町内会を通じて地域に配布し、パンフレットは市役所に置き、地域へ園の活動を知らせている。また、園の正門やパンフレットで子育て相談の案内をして地域における役割を示している。 ・保護者アンケート結果と対応は園業務支援システムで保護者に配信しているが、運営の透明性をより確保するために、第三者評価結果への対応内容、苦情への対応内容、併せて、アンケート結果もホームページで公表されることを期待する。 						
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a	・	③	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務、経理、取引等は社会福祉法人安城市こども未来事業団の制定した規程・手順書等に準拠して実施している。職務権限、責任は職務明細書に明記され、関係者に周知されている。支出は園長と主任でチェックし、予算残高の管理も行っている。 ・市、県の監査を定期的に受け適正な運営に努めているが、社会福祉法人としては監事による内部監査も重視されることを期待する。 						

II-4 地域との交流、地域貢献

						第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。						
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	④	・	b	・	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に「地域支援・交流」を掲げ地域の子育て家庭に対する育児支援、地域との連携を積極的に進めている。園の施設を利用して未就園児への園庭開放、地域の子どもと園児が交流する園開放を行い、地域交流としては敬老会への参加、地域の方とのじゃがいも掘り、公民館祭り、センター祭りでの作品展示やパフォーマンス等を年間行事計画を立てて実施している。 						

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア受け入れマニュアル、保育体験学習受け入れマニュアルに基づき事前にオリエンテーションを行った上でボランティア等の受け入れを行っている。 ・ ボランティアとしては、定期的に「絵本の読み聞かせ（出前おはなし会）」、「素話し（ストーリーテリング）」を受入、体験学習としては「中学生の職場体験」、「高校生のインターンシップ」を受け入れている。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な社会資源は子育て情報誌や安城市医療機関一覧を参考にしている。小学校との幼保小こ連絡会、中学校区のあいあい会、子ども発達支援センターあんステップ等と定期的に情報交換を行っている。 ・ 配慮の必要な子ども、虐待が疑われる子どもについては必要に応じてあんステップ、児童相談所との連携を行い支援している。あんステップからの情報に関しては記録に残し、職員にも説明している。 ・ 不審者等への緊急時対応は手順を説明した文書、専用電話などで広域ネットワークと連携する体制が整えられている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会や卒業式等の小学校行事、敬老会、お祭り等の地域行事、社会福祉協議会の総会、地域の園の保育士が集まる会議等において地域の状況、福祉ニーズを把握している。また、園庭開放、園開放に参加した保護者からもニーズを把握するように努めている。 		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭開放、園開放で子育て相談にのるとともに地域の保護者同士のコミュニケーションの場を作っている。また、保育園の専門性を活かして地域の中学校で職業講話をしたり、児童センターで保育の話をしたりしている。 ・ 災害時の一時避難場所として近隣の中学校や保護者に周知され、地域防災に貢献している。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを尊重した保育の提供に関して「全国保育士会倫理綱領」や保育マニュアルの読み合わせを行い、保育の基本姿勢を理解するための取り組みを行っている。 ・ 自己チェック表は、園独自の様式を使用し、定期的に自己チェックを行い振り返りのコメントを記入した後、職員で話し合いを通して、子どもの尊重や基本的人権への配慮について組織で理解を深めるような仕組みを作っている。 		

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 保育マニュアルや虐待防止、虐待発生時のガイドライン等が整備され責務が明示されており、職員で読み合わせを行い周知を図っている。 ・ 子どものプライバシーを守るよう、「子どものプライバシー保護」について職員で話し合う機会を定期的に持つように心がけられたい。特に排泄の場面について、小便器は設備等を検討し、一人一人の子どもにとって安心で快適な生活の場になるように環境について工夫されたい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 市役所の保育課に園のパンフレットが置かれ誰でも手に取れるようになっている。 ・ 見学希望者は年中あり、随時、日程調整を行い園長が、園の方針について説明を行い、対応している。 ・ 視覚的に工夫して作成された「ランドデザイン」を活用して園の独自性を保護者にわかりやすく発信する工夫をされることを期待する。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 保育の開始時には入園説明会を開催し、重要事項説明書に沿って説明を行っている。途中入所の場合は個別で対応をするようにしている。 ・ 保育の開始・変更時には保育料や利用時間を保護者に確認後書面で通知をしている。 ・ 外国籍の保護者等、特に配慮が必要な保護者には園からのお知らせ等の書面は必要に応じてルビを付けたり個別で対応する等ルール化され適正な説明がされている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 市内の公立園、こども未来事業団園への転園については、保育の継続性に配慮した手順で「書類在中」を印刷した封筒にいた「引継ぎ書類」で情報を提供している。市外や県外への転園についても、子どもの育ちや支援が必要な家庭について、また問い合わせがあったときに情報を提供している。 ・ 保育所の利用が終了した後も、保育所として相談ができることを保護者向け事業計画や年度末の園だより等を利用して保護者に伝えている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 保育実践の中で子どもの反応や姿から子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直して実践につなげている。行事後のアンケート、保護者アンケートの実施、個別懇談会を年2回実施など、保護者に熱心に寄り添う姿勢がある。 ・ アンケートの結果は、集計し職員間で共有して分析、改善の必要に応じて職員会で検討し具体的な改善点を周知している。さらにアンケート結果と改善案を保護者に公表している。 ・ 保護者会役員の話し合いに参加し情報交換を行い、意見を聞いて満足度を確認している。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 苦情解決責任者・苦情受付者・第三者委員が設置され、苦情解決の仕組みについての掲示もあった。 ・ 意見が言いやすいように匿名でアンケートを実施し、集計結果及び対応策等の回答を園業務支援システムで公表して保育の質の向上に活かしている。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> ・日頃から保護者との信頼関係の構築に努め、登降園時には園長や主任が門に立ち、保護者からの相談や意見を話しやすい雰囲気を作るようにしている。 ・苦情受付カード、意見箱が設置されておりいつでも意見を述べるができる環境が整っている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> ・職員は日々の保育の中で保護者から気軽に話しかけられる雰囲気を作り、適切な相談対応や意見傾聴に努めている。 ・年に2回懇談会を開催し記録に残している。保護者からの意見・相談についてはマニュアルに沿って園長・主任に報告し速やかに対応している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ② ・ c
<コメント> ・危機管理マニュアルが整備されている。ヒヤリハットや事故事例は記録に残し、適宜原因の分析、再発防止策を職員間で検討し安全対策につなげるとともに、朝の打合せで職員に周知し再発防止に努めている。 ・職員会議の中で危機管理研修の情報を共有し、職員の危機管理意識を高めている。安全点検等の重要性も職員間で共有されている。 ・リスクマネジメントは、日常的に更新されるものであることを職員間で常に認識し、園生活すべての面でヒヤリとしたことを共有することが必要である。 ・事故や不適切な保育を未然に防ぐという意識をもって、現状のリスクを捉え点検を怠らず、職員間でマネジメントを繰り返すようにされたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> ・感染症発生時対応マニュアルに基づき、職員間で周知し感染の予防に努めている。 ・感染症のクラス毎の発生人数や市内の感染状況を掲示し家庭への注意喚起を行っている。 ・感染症ガイドラインを用いて感染症予防と発生時の対応について看護師を中心に理解を深めている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<コメント> ・保育所安全計画に基づき、月に一度避難訓練や通常の保育時間で引き渡しカードを利用した引き渡し訓練を行っている。災害時の業務継続計画については安城市の計画を参考にしている。 ・園の立地条件から排水が上手くいかない時には影響がある等予測できる災害の影響を把握し、対応を明確にし職員会議にて周知し災害時に備えている。 ・防災無線を活用した緊急連絡など家庭や地域との連携をとって訓練をしている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準的な実施方法について、全体的な計画や指導計画を作成し、安城市の保育マニュアルを基に子どもの尊重、子どもの意見表明やプライバシーの保護について職員が共有して保育を実践することは理解されているが、保育を実施するにあたって具体的な方法について、園独自の共有事項が明文化されていない。 ・生活・活動・食事等実際の保育の中で大切にすることを文書化し、保育の実施方法として職員が共有できるようにされたい。 				
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画や指導計画に基づいて実施し、保育マニュアルについては、安城市の園長・主任の参加する会議で見直しがされ、見直し後の変更は、マニュアルの内容確認をし読み合わせを行い職員会議で周知をしている。 ・園独自の標準的な実施方法が文書化されたものを基に実際の保育の振り返り、見直しをする仕組みを構築されることが保育の質の向上につながるため、園独自の標準的な実施方法を文書化し、見直しの仕組みも構築されることが望ましい。 				
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別配慮が必要な子どもについて加配保育士、担任、主任とで個別の指導計画を立案している。必要に応じて専門家による助言を受けて個別指導計画を作成し、適切な保育が行われている。 ・アセスメントにもとづく指導計画の策定は、個別配慮児、低年齢児を含め、すべての子どもに必要なことであるので、子ども一人一人をよく観察し、懇談会で保護者の考えを確認した上で個々の育ちを尊重する計画を立案する方法を検討されたい。 				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画は、年度当初に子どもの姿や前年度の反省を生かして、見直しを行っている。 ・月・週の指導計画を適切な時期に保育WEBを用いて楽しく保育の振り返りを行い、子どもの理解を深め次回の計画作成時に反映している。 ・子どもの育ちを的確にとらえて保育を進めていくことは非常に難しく、計画通りにはいかないことも多い。実際の保育の様子を見ていると、一斉に子どもが動く場面がみられた。子どもを尊重することや子どもの意見表明等子ども一人一人の様子をよく観察して振り返りながら次の指導計画の作成に活かす工夫をさらに続けられたい。 				
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	Ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育状況や生活状況、保育の記録や保育所児童記録要録等の各種書類は安城市の様式を参考に、マニュアルに基づいて作成している。園長主任が指導・確認を行い適切に管理している。 ・子どもの記録を基に職員間での会議を開催する等、記録ファイル等を通じて職員間で共有する仕組みが整備されている。 				

＜コメント＞

- ・子どもの個人情報に関する書類は、保存・廃棄の期間が定められ、鍵のかかる書庫に保管して園外には持ち出さないようにしている。個人情報が入っている書類については機密文書として適切に扱っている。
- ・個人情報保護マニュアルの読み合わせや情報セキュリティ研修の受講を行い、個人情報の取り扱いについて危機管理意識を持てるようにしている。
- ・個人情報保護の取り扱いについては重要事項説明書の中に記載し口頭でも保護者に説明している。、

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・安城市統一の全体的な計画を使用しているが、民営化され社会福祉法人 安城市こども未来事業団として保育が運営されているので独自の着眼点を取り入れた全体的な計画を作成されることが望ましい。 ・社会福祉法人の理念、方針に基づき、園の地域性を加味して独自性を取り入れた全体的な計画を作成されることを期待する。また、定期的に見直しを行い次年度の計画の作成に活かされたい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・子どもの生活にふさわしい室内温度や湿度、採光、音などの環境について配慮し、室内の基準温度がわかるように表示している。 ・保育者の子どもへの言葉かけが適切で子どもが楽しそうに生活している様子や保育者の笑顔が多く見受けられた。保育者のかもし出す雰囲気や子どもが情緒的な育ちにつながっている。 ・子どもにふさわしい集団の場ではあるが、保育の質を高めるという視点から年齢に応じて手拭きタオルの取り扱い方（感染症の発生源にしないような工夫）等、生活習慣の工夫や子どもがくつろいだり落ち着いたりできる場所等の環境づくりについて検討を重ねられたい。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・一人一人の子どもの気持ちに寄り添い受容し、欲求を受け止め、情緒の安定を図り、個々の発達や家庭環境に応じた保育を行うように努めている。 ・保育者が子どもにわかりやすい言葉遣いで穏やかに話しかけている。子どもを受容する姿勢を今後も続けられたい。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・子どもがやってみようとする気持ちを大切に、一人一人の発達や意欲に合わせて声をかけたりタイミングをみて援助をしている。自分でできたことの喜びに共感し、認めることで子ども自身の自信につなげようとしている。 ・基本的な生活習慣を身につけるという行為を保育者がどのように捉えているかで、子どもへの援助の仕方が異なる。例えば、給食の場面で子どもが待つ時間が長い様子が見受けられた。 ・子ども一人一人が考えて生活の流れをつくったり、自分で考えて活動を進めていくことにつながるよう、職員間で意見交換しながら検討を重ねられることを期待する。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・季節ならではの遊びや自然に触れる中で感じたり試したりできるような工夫を行っている。木の実や木の葉を使って製作をし、部屋に飾る工夫がされていた。子どもたちの試行錯誤を大切にし、「やってみよう」「おもしろそう」という環境構成の工夫をしている。 ・子どもが製作した作品が同じようなものが多かった。子どもの発想はそれぞれであるので、様々な表現活動が自由に体験できる環境を整えられたい。 ・子どもの自由発想は、保育者の発信が大変重要である。保育者も様々な経験を積み重ねるよう保育者同士で学び合い、考える機会を持てるような工夫をされたい。			

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・一人一人の生活リズムに合わせての午前寝や食事の提供など家庭と連携を密にし、子どもが安心して過ごせるようにしている。 ・1歳児と同じクラスで保育を行っている。保育室の環境の課題もあるが、給食の提供時に待つ時間が長くなることもみられた。0歳児の保育内容の充実を図るという視点から検討を重ねられたい。		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・1・2歳児は同じクラスで保育を行っている。 ・子どもの自我の育ちや発達を見守りながら様々な感情を受け止め、受容的応答的にかかわるようにしている。落ち着いた雰囲気の中で、自分でやろうと思うことを丁寧に受け止めてもらい穏やかに過ごしていた。 ・保育室の環境に課題もあるが、1歳児、2歳児それぞれの保育内容の充実を図るという視点から、子どもの動線や待つ時間、一斉の活動の可否等、いろいろな視点から検討を重ねられたい。		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・3歳以上の保育について、子どもが楽しそうに保育者や友達と好きな遊びを選んで一緒に遊んでいる様子を見ることができた。子どもたちは穏やかで来客に気が付くと自ら挨拶をし、話しかける等子ども達の育ちは充実していることが感じられた。 ・保護者・地域・就学先の小学校には子どもの育ちや協同的な取り組みを園内の掲示、ホームページや地域通信等を作成し発信している。 ・子どもの権利尊重や子どもの意見表明などを日常の保育の中で考えながら、より一層子どもが自ら考えて活動するという生活が展開されるように導かれたい。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ・保護者との連携を密にして「あんステップ」の訪問相談で専門的な助言を受け一人一人に必要な援助を保育に生かすシステムが構築されている。 ・現在障害のある子どもの受け入れはないが、今後のことを考えて安心して生活できるような設備などの環境を整えていくことについて検討されたい。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・長時間、保育園に在園する子どもにとってゆったりと過ごせるような環境作りや異年齢の子ども達が安全に遊ぶことができる玩具を用意している。 ・引継ぎノートを用意し子どもの状況について保育士同士の伝達忘れがないようにしている。 ・延長保育を利用している子どもの保護者が、担任と会う機会が少なくなならないよう延長当番の時を利用し、保護者に声をかけて子どもの様子を伝えられるように配慮している。		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市のアプローチカリキュラムを基に就学を見通した計画や子どもの育ちの確認ができるようにしている。 ・保育園、小学校の双方の発表会等にそれぞれが来賓として参加したり、幼保こ小連携研修の公開保育を行ったり、幼保こ小連絡会で授業参観に参加したりし、保育士と小学校教員が意見交換を行い連携を図っている。 ・就学前健診や一日入学など、親子で小学校へ行く機会を通して小学校の生活について触れ、小学校入学への期待が持てるようにしている。 		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡ノートや健康管理確認書、登園時の連絡にて子どもの家庭での健康状態を把握している。子どもの体調の変化や怪我の状況は必ず保護者に伝えている。症状や怪我の状態により、翌日、電話でその後の状態を確認している。 ・アレルギー調査や児童票の健康調査から既往歴や健康上の留意点を確認しており、職員に周知されている。既往歴や予防注射については年度ごとに更新している。 ・保健年間計画に基づき保健指導やうがい手洗いの実施など保育園での子どもの健康管理をしている。 		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の結果を記録するとともに、健診時に指摘のあった項目については該当の子どもの保護者に連絡し、家庭での生活に生かされるよう歯磨きカレンダーを配布し歯磨き指導に繋げている。 ・年長児は親子で保健師のデンタルケア教室と園医によるフッ化物洗口の説明会を実施し希望者はフッ化物洗口を行っている。 		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき、アレルギー対応マニュアルが整備されている。アレルギー疾患や慢性疾患等がある子どもについて、医師の指示書のもと、看護師が中心となり子どもの状況に応じて適切な対応をおこなっている。 ・除去食品を家庭と園とで確認をして除去や代替の持参で対応し、食事提供の方法を職員会で確認をし、対象クラスには食事提供の方法を掲示し、片づけまで安全に配慮している。 ・職員は研修に参加し知識や情報、技術の習得に努めている。 		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する豊かな経験ができるように食育計画に基づき、野菜の栽培、収穫、調理体験を行い、身近な食材に興味をもって食べる経験や楽しさを感じられるようにしている。 ・給食を展示したり、食育通信で食育の取り組みを発信し保護者に園での食の体験を知らせている。 ・低年齢児保育、幼児の保育共に子どもが食事するまでに待つ時間が長い。特に0,1歳児では子どもが食べやすい状態にするために時間が必要となる。この時間を考慮して子どもが待つことなく、子ども自身の食べたい気持ちを大切にするための配慮について検討されたい。 		

A-1-(4) -② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0, 1歳児は食事状況調査票や家庭での食事の様子を聞き取り、一人一人に合わせた食事を提供している。0歳児の給食については月齢や咀嚼の状況に合わせて再調理をしたものを提供している。 ・ 献立は季節感のある食材や地元の野菜や大豆、無花果ソース等の食材を取り入れる工夫がされている。給食連絡文により献立にまつわる食文化や食材の情報を朝の打ち合わせの際に調理員から職員に周知され子どもたちに伝えるようにしている。 ・ 衛生管理の体制が確立されマニュアルに基づき適切に管理されている。 		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登降園時に話をしたり連絡ノートを通じて子どもの体調も含めて日常的な情報交換を行っている。 ・ 行事や懇談会の機会に保育の内容について説明をして保護者理解を求めたり、子どもの園での生活を写真に撮り掲示をしている。写真は、保育の中で子どもとも話題にして見ており、降園時に保護者と子どもと一緒に見て話をしている姿もある。 ・ 個別懇談会や相談等の内容は保育メモや記録に残している。 		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎時に保育園での日々の様子を伝達したり、家庭での様子を聞いたりしコミュニケーションを図り、信頼関係を築くようにしている。 ・ 保護者からの相談内容は保育メモに記録している。担任が受けた相談については園長・主任に報告し助言を受けている。職員間で情報を共有するようにし保護者が安心して子育てができるよう支援をしている。 ・ 保護者対応で保護者に保育園や保育者の方針や意図が伝わらなかったことも記録に残し、保育者間で振り返りを行い次の保護者支援に活かしていくよう心掛けられたい。 		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の登降園時の保護者との挨拶や会話からいつもと違う様子が気が付いたり、衣服の状態の確認、視診で傷の様子を発見したり気になることがある時は園長、主任に報告し、情報や状態を確認したうえでマニュアルに従って関係機関に通告する体制を整えている。 ・ マニュアルは職員に周知して確認合っている。怪我や痣があった場合の対応についてフローチャートに基づいて対応し、虐待の発見、防止に努めている。 ・ 人権についての研修を受けたり、マニュアルを確認をしたり、気にかかる保護者には声をかけるようにするなど職員の意識は高い。今後もさらに意識を高め継続されることを期待する。 		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	ⓑ
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内研究で『「やってみたい！」好奇心の芽を育てよう 子どもの興味からぐんぐん広がる遊び環境を探る』ことをテーマに子ども理解を深めている。保育実践を振り返り、職員間でも共有している。 ・他の保育者の話を聞き、自分がどう理解するか「対話と省察」を繰り返すことで互いの学び合いや意識の向上につなげている。 ・保育の振り返りや自己評価は毎月実施しているが、保育者の保育実践や専門性の自己評価については、評価項目の検討も含めてその方法を構築されたい。 ・保育実践の自己評価の結果をチャートに表したり、振り返りを積み重ねてポートフォリオにするなどして継続し、それぞれの保育者の保育実践の改善や専門性の向上につなげていくことを期待する。 			